市広聴第 2313 号
平成 30 年 3 月 28 日

横浜市心身障害児者を守る会連盟
代表幹事　清水　龍男　様

横浜市長　　林　文子

心身障害者福祉及び教育の充実について（回答）

さきにご要望（平成 29 年 8 月 2 日）のありましたことについて、次のとおりお答えします。

基本的要望事項

1　障害者施策の策定への障害のある本人や家族の参画について

横浜の障害福祉は、行政とともに障害のある本人と家族、支援者が一体となって作ってきました。今後とも、障害児者施策の策定時には、必ず責任のある立場で障害のある本人や家族の参画をさせ、主体者の声として尊重してください。

また、30 年度より障害者総合支援法が改正されますが、「障害者制度改革推進会議総合福祉部会」の骨格提言の内容が十分に反映されておりません。横浜市におかれましては、改正による混乱がないよう情報提供等ご配慮いただくとともに、今後も想定される様々な課題に関しては当事者や家族と十分に意見交換をし、解決に向けてご尽力いただきますようお願いします。

【回答】

平成 27 年度から平成 32 年度までを計画期間とする「第 3 期横浜市障害者プラン」の策定にあたっては、グループインタビューやアンケートに加え、新たに当事者ワーキンググループを設置し、丁寧なニーズ把握に努めてきました。今回の中間見直しにあたっては、障害者プランのテーマごとに、当事者ワーキング、関係者団体と意見交換を実施し、多くの貴重なご意見をいただきました。

平成 30 年 4 月から、国における「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）」の改正にあたり、混乱が生じないよう情報提供等を行うとともに、障害者プランにも反映をしていきます。

引き続き、本市における施策展開にあたっては、障害のある当事者と

家族、支援者の皆様と意見を交わしながら、一緒に進めていきたいと考えています。

2　障害理解のための啓発活動推進について

障害者差別解消法の施行にあたり、横浜市においても障害者差別解消支援地域協議会や障害者差別の相談に関する調整委員会を設置するなど、体制整備を進められてきましたが、この仕組みが未だ十分に知られていないと思われますので、さらなる周知をお願いします。

また、障害のある人とない人が共生できる社会の実現には、市民および事業者に障害への理解をしてもらうことが必要です。福祉分野はもちろんですが、教育や医療機関、一般企業及び市民に対しても、障害理解に関する啓発が進むよう、横浜市におかれましては踏み込んだ取組みをお願いします。啓発活動は当事者参画が有効であるため、当会も一緒に取組んでいきたいと思っています。

【回答】

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。)」に関する取組については、今後も引き続き、市民、当事者等に向けた周知を行っていきます。

また、地域のあらゆる方が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいをともに創り、高めあうことができる「地域共生社会」の実現に向け、当事者による障害理解のための講演会や作品展の開催など様々な取組を展開していきます。

3　障害福祉に従事する人材確保や人材育成への取組み強化について

障害福祉に従事する職員が不足しているという声とあわせて、一事業所・一法人の努力だけでは解決が難しいともききます。障害福祉に携わる法人等とともに、人材確保及び育成の取組みについて、検討会等をたちあげて解決に向けた取り組みを具体的に進めてください。

【回答】

現在は、どの分野も有効求人倍率が高く人材を確保することが課題となっており、障害福祉分野でもより深刻化しています。こうした状況を踏まえ、本市では障害福祉に携わる事業所等とともに会議を開催し、有効な打開策を検討しています。

4　重度の障害のある人の多様な暮らしの実現と地域生活支援の拡充について

本人の選択を基本としたライフステージに応じた暮らしが実現できるような仕組みを作ってください。

特に、強度行動障害や重症心身障害等重度の障害がある場合、選択の幅が非常に限られており、高齢化した家族がぎりぎりのところで支えている逼迫した状況は継続しています。そして家族が支えられなくなると、本人が慣れ親しんだ日中活動や暮らしの場から突然離れることになり、

短期入所やショートステイを転々としている人もいます。

多様な住まいのあり方と、それに必要な支援を受けられる仕組みがあれば、暮らし方の選択肢は広がります。

行動障害や医療的ケアを要するような重度の障害のある人達の地域生活支援策の拡充とともに、本人の生活できる環境を地域で再構築していく調整機能を確立していくことが必要です。第３期障害者プランの見直しに向けては以下の点について明確にしていただきますよう要望します。

（１）行動障害のある方への支援の仕組み

発達障害者支援センターへの地域支援マネジャー配置他、入所施設から地域生活への移行及び様々な地域生活支援策を進めていただいていますが、入所施設の機能をどのように想定しているのかを含めその全体像がなかなか見えにくいので、具体的に示してください。そして、少しでも早く入所施設待機者と言われる在宅生活が困難な状況にある方達が安心した暮らしができるようにしてください。

【回答】

「障害者総合支援法」に定められている施設入所支援の制度に沿った支援が適切に行われるとともに、多様なニーズに応える住まいのあり方の検討、地域生活を支える仕組みづくりを行うことで、本人の意向に沿った地域生活への移行にも取り組んでいます。行動障害のある方を含めた施設入所者等の状況を引き続き把握しながら、取組を進めていきます。

（２）多機能型拠点施設の早期整備と人的体制の充実

医療的ケアの必要な障害のある人や家族にとって、医療と福祉双方のスタッフより暮らし全般の支援が受けられる多機能型拠点は日常生活に欠かせないものです。第３期プランの見直しにおいては、市内全方面への設置を明確に記載し、早急に進めてください。

また、手厚い支援を要する方を受け入れている日中活動系サービス及び施設入所支援においては横浜市独自に加算を実施していただいているということですが、未だ受入れの状況は厳しい現実があります。加算の拡充や、福祉事業所への医師や看護師等の派遣や「喀痰吸引等研修」を修了した福祉従事者による医療的ケア等が重層的に機能する仕組みが地域にできるようにしてください。

【回答】

多機能型拠点整備事業については、本市において「横浜市中期４か年計画」「第３期横浜市障害者プラン」で位置づけ、方面別に市内６か所に整備する計画です。

１館目が平成24年10月に栄区に開所し、２館目は平成25年10月に都筑区に開所し、３館目は平成29年４月に瀬谷区に開所しました。４館目以降も、市有地の有効活用を原則に、早期の整備に向けて検討していきます。

日中活動系サービス事業所や入所施設においても、利用者支援水準の

向上及び個別支援の充実を図ることを目的とした助成事業を維持していくよう努めます。

5　グループホームの拡充について

グループホームは、障害のある人の地域生活をすすめるうえで有効な施策の一つですが、現状の仕組みでは医療的ケアのある人や強度行動障害等の重い障害のある人達の入居は未だ厳しい現状があります。また、加齢に伴う生活全体の変化や障害の重度化等に対応できる仕組み作りは、暮らしの継続には必要です。

総合支援法の改正により、グループホームの拡充が困難になることがないようご配慮ください。また、横浜市が実施してきた重度化・高齢化のモデル事業が 29 年度より通常事業に移行したと聞きますが、施策としての展望を教えてください。

また、グループホーム入居希望の実態把握をして、必要な数を計画に反映していく仕組みがありません。第３期障害者プランの数値目標策定の為にも実態を把握し、既存のグループホームの空き状況等の情報の一元化と一人ひとりの暮らしを丁寧に調整する窓口の整備を進めてください。

【回答】

障害者の重度化・高齢化に対応できるグループホームの新たな類型として、「日中サービス支援型共同生活援助」が国の事業として創設されました。なお、本市がモデル事業として取り組んだ高齢化・重度化グループホームでは、本市が独自に看護師等の人件費を助成しており、今回、国が創設した事業とは仕組みが異なります。このため箇所数の増加や持続可能な仕組みとするために必要な検討を行います。

入居希望を専門に取り扱う窓口はありませんが、本市で把握しているグループホーム設置状況の他、グループホーム運営法人から提供された入居者募集に関する情報については、随時、各区役所に提供しています。ご入居を希望される場合は、各区役所や相談支援事業者にご相談いただくか、グループホーム運営法人に直接お問い合わせください。

6　日中活動の拡充について

平成 30 年３月には市内の特別支援学校等より約 760 人が卒業し、その数は年々増加していきます。一人ひとりにあった日中活動の場の確保ができるよう、以下のような取り組みが必要と思います。

（１）これから卒業する人達のニーズを横浜市が把握し、どのような地域にどのような日中活動の場が必要なのかを示してください。

【回答】

日中活動事業所の新規受入れ状況を確認するために、市内施設を対象に受入れ状況調査を実施し、進路先を決める際の参考にしていただく資料としています。地域ニーズの把握については、方法等について、今後検討していきます。

（２）肢体不自由や重心の方の受け入れに必要なバリアフリーの環境整備をする事業所に対しては、事業所の努力だけでは厳しいので整備の為の助成や家賃助成等の仕組みを拡充してください。

【回答】

障害福祉サービス事業所の設置にあたっては、バリアフリーを含め、利用者のニーズを的確に捉えて設置を進めていく事業所に対して、設置費補助の支援を進めていきたいと考えています。また、地域活動支援センター作業所型については、設置費や借地・借家費に対して補助を行っています。

7　医療について

専門医の不在やキャリーオーバーの問題、障害等特性への配慮の不足により必要な医療を受けることが難しく、不安を抱えている人が多くいます。医療は命にかかわる大切なものです。「第３期障害者プラン」及び「よこはま保健医療プラン 2013」において、対応できる医療機関の増加とネットワークの構築を進めることになっていますが、28 年度に実施されたアンケート結果を踏まえて具体的な検討を進めてください。

また、通院時や入院時を支える通院介助や入院時コミュニケーション支援制度があるとはいえ、コミュニケーションの困難な障害がある場合、受診や入院時には家族が付き添わざるをえない状況も多くあります。安心して医療を利用できるよう対応してください。

【回答】

平成 27 年度から平成 32 年度までを計画期間とする「第３期横浜市障害者プラン」の策定にあたっては、グループインタビューやアンケートに加え、新たに当事者ワーキンググループを設置し、丁寧なニーズ把握に努めてきました。今回の中間見直しにあたっては、障害者プランのテーマごとに、当事者ワーキング、関係者団体と意見交換を実施し、多くの貴重なご意見をいただきました。

平成 30 年４月から、国における「障害者総合支援法」が改正するにあたり、混乱が生じないよう情報提供等を行うとともに、障害者プランにも反映をしていきます。

引き続き、本市における施策展開にあたっては、障害のある当事者と家族、支援者の皆様と意見を交わしながら、一緒に進めていきたいと考えています。

また、「第３期障害者プラン」及び「よこはま保健医療プラン 2018」のいずれにおいても、地域の医療機関やそれらをバックアップする中核的医療機関が連携して診療を行えるよう、ネットワークの構築を課題としています。医療的ケアを要する障害児・者等の在宅生活を支えるため、現在、関係部署が連携し、かかりつけ医の確保や入院対応可能な病院等とのネットワークの構築など、課題解決に向けて検討を進めています。

今後も障害児・者のための医療機関の体制や施策について、充実する

ことができるよう、ご意見をいただきながら進めていきます。

8　計画相談の拡充について

平成 31 年度より障害福祉サービスを利用するには、計画相談が必須になるという説明を受けましたが、指定特定相談支援事業所の数は明らかに少ない現状があります。また、計画相談を利用していない当事者や家族にとって、出会ったばかりの相談員が本人の意向をすぐにわかってくれるのかという不安が大きくあります。結果として、この取組みが障害福祉サービスの利用のし難さにならないよう、実態を確認しながら進めていただきますよう要望します。

特に子どもの時期においては、子どもを育てる家庭の力を育むような支援が重要です。また、ライフサイクルを通じて本人を中心とした支援者の連携の輪を長く継続していく要でもあるので、従事する職員の育成については配慮をいただきますようお願いします。

【回答】

本市では、指定特定相談支援事業所の増加に向けて、相談支援専門員の潜在的有資格者に対する活動勧奨や資格取得研修の受講要件に活動誓約を設けるなどの取組を行っています。また、障害のある方及びご家族が安心して計画相談支援を利用できるように、その質の向上に向けて、横浜市障害者自立支援協議会の人材育成部会で相談支援従事者向けの研修体系を整理するとともに、基幹相談支援センターによるフォローの実施及び各区自立支援協議会の相談支援部会による事業所支援を行っています。

9　要援護者の避難システムについて

東日本大震災及び熊本での被災地において、障害のある人と家族は福祉避難場所でも必要な支援を受けることが難しく、大変な苦労をされました。横浜市においても 30 年以内に震度 6 弱以上の大きな地震が起きる確率が 81%という報道がされている一方、大きな災害が起きた時にどう動けばよいのかわからず不安をかかえているのが現状です。

ハード面からみても、障害のある人が地域防災拠点で過ごすことの困難さは明らかです。地域の拠点となる一次避難場所の充実とともに、特別避難場所に関する情報の周知をより進めてください。そして、明らかに特別避難場所でなければ過ごすことが困難な人の場合は、特別避難場所開設と同時に利用できるような仕組みを作ってください。

【回答】

本市では、平成 29 年 7 月末現在、市内の社会福祉施設等 483 か所と特別避難場所の協定を締結しており、各区と社会福祉施設等との協定締結数は増加しています。

今後も引き続き、特別避難場所の確保に向け、関係区局が連携して取り組んでいきます。

また、要援護者の方々がスムースに避難できる対策を検討しており、

平成 29 年度は、特別養護老人ホームなどの事業者と意見交換をしています。

特別避難場所の役割に関する周知・啓発については、今後、チラシの配布やホームページへの掲載などにより取り組んでいきます。

地域防災拠点では、要援護者の方々に配慮し、多目的トイレを順次整備しているほか、3教室程度を、要援護者のためのスペースとして確保するなど、避難生活に支援や配慮が必要な人のための対策を行っています。

10　移動支援の拡充について

移動支援に関わる人材の確保策として横浜市はガイドヘルパー養成研修受講料助成や従事者現任研修等に取り組まれてきました。しかし、現在も事業所不足・人材不足により、利用時間が集中する時間帯等はガイドヘルパーやガイドボランティアを利用できない人が多くいる現状があります。

一人ひとりの暮らしにあわせた利用が確保できるよう、総合的に課題を検討してください。

【回答】

移動支援に携わる人材の確保に向け、ガイドヘルパー資格を取得する際の研修受講料助成やガイドボランティア養成研修などを引き続き実施していきます。

また、移動情報センターは、平成 29 年度に新たに3区で設置することにより、全 18 区への設置が完了します。今後は、移動支援に関する情報の集約化を推進し、区間の連携も強化していきます。また、一人ひとりにあった適切な情報を提供することや、移動支援を支える人材の発掘、事業者連絡会の実施等を通じた事業者の育成といった取組を充実させ、市内のどの地域でも移動支援の仕組みを効果的に利用できるようにします。

11　就労定着支援の充実ついて

障害がある人の企業就労の機会をひろげる取り組みと共に、就労後の定着支援が大変重要です。就労したものの人間関係や環境への適応といった課題で退職せざるを得ず、精神状態も生活も不安定になってしまう方々が多くいます。障害や疾病のある人が必要な配慮を受けながら就労できるような就労定着支援を進めてください。

【回答】

就労支援センターでは、就労後も安定して働き続けるための定着支援に力を入れています。引き続き、神奈川労働局や神奈川県と連携しながら、定着支援を進めます。

なお、平成 30 年度には「障害者総合支援法」の改正により、就労定着支援事業が新設される予定であり、詳細について国の動向を注視していきます。

12　肢体不自由特別支援学校の整備について

北綱島特別支援学校を閉校して、2026年までは上菅田特別支援学校の文教室として残すとの発表ですが、横浜市東部・北部は人口が多く重症心身障害の子どもも多い地域です。過大校の解消及び市内在住時通学先のエアポケット問題が発生しないよう、北綱島特別支援学校の所在している港北周辺への新設校の設置に向けて神奈川県と協議いただき、その進捗状況を教えてください。

【回答】

北綱島特別支援学校の周辺区域にお住まいの今後の就学予定者については、神奈川県との連携・協力体制のもと、既存の神奈川県立養護学校及び市立の特別支援学校にて受入れていきます。引き続き、神奈川県との協議は続けていきます。

健康福祉局関係

1　多機能型拠点の拡充を

３館目の瀬谷区拠点が実現し感謝しております。既存施設の事業検証を基に、４館目以降の推進検討プロジェクトを立ち上げてください。多機能型拠点事業全体像、介護スペース基準の見直しも含め、利用者親の代表も参画したプロジェクトを早期にスタートしてください。

【回答】

４館目を早急に整備すべく候補地の検討をしています。また、既に開所している３館と課題等を共有していきます。

2　入所施設待機者ゼロを目指した施策の早期確立を要望します。特に地域最活の阻害要因として最も大きな要因となっている行動障害に注力した施設の展開を要望します。

【回答】

多様なニーズに応える住まいのあり方の検討や地域生活を支える仕組みづくりを行うとともに、御本人の意向に基づく地域生活への移行の推進にも取り組んでいきます。

強度行動障害支援力向上研修の実施や地域支援マネジャーの活用など、引き続き、行動障害のある方への支援の向上に取り組んでいきます。

3　市内の知的障害者施設のモニタリング機能の充実を要望します。

福祉サービスの質の向上・管理を行うためにはモニタリング機能がかかせません。モニタリング機能は市がダイレクトにトレーニングを積んだ職員が査察を実施する（米国型）または既存の計画相談・後見的支援など市内法人への委託も可能かもしれません。いずれにせよ、モニタリング機能の充実が図られるべきでしょう。袖ヶ浦事件、下関事件、試行会の 2015 年秋の虐待事件などいずれも知的障害者が被害者でした。また、特に悪質であった袖ヶ浦事件では、直前に行われた第三者評価ではすべての項目でＡであったことから、如何に現在の客観的評価がなされていないか明らかです。計画相談支援のおおくの場合、特定の法人のサービスを受けている障害者の計画相談支援に、そのサービスを提供する法人がモニタリングを行う仕組みになっており、第三者的なモニタリングになっておりません。サービスの質に問題があった場合の隠蔽が可能な構造になっております。後見的支援制度は利用する法人と異なる法人が後見的支援室に指定されている場合では、第三者評価が可能な構造になっております。経験的に計画相談よりも客観的な評価結果が利用者（とその家族）に報告されています。しかし各区にあんしんマネジャーが一人しか配置がなく、到底充分なモニタリングは期待できません。

【回答】

各施設の質の向上や管理に関しては、引き続き各施設への実地指導などにおいて、人員配置や支援の実施状況等を確認するとともに、必要な

指導・支援をしていきます。

4　発達障害及びB2等の知的障害を伴わないまたはごく軽度の知的障害者の社会適応ができるよう啓発することと、併せて進路・卒業後の実態等の長期予後の把握を要望します。

【回答】

卒業後の実態把握のための調査は、現時点では予定していませんが、今後については、関係局で話合いをしていきます。

5　B2の手帳取得者及び正常知能群の発達障害の地域移行としてサテライト型の一人暮らしのサポートホームの事業化を急ぎ確立することを要望します。

【回答】

現在、本市では発達障害者サポートホーム事業として、期限付きのサポートホームに入居し、アセスメントを通して地域での一人暮らしに向けた準備支援を行う事業を展開しています。サポートホームは、独立性の高いワンルームタイプのアパートを活用した事業ですので、サテライト型としての事業展開は考えていません。

6　ライフステージを通して切れ目のない支援を実現するため、療育機関の関与を18歳まで引き上げてくださるよう要望します。

【回答】

就学前の療育、小学校期までの相談、診療を地域療育センターが中心に担い、中学・高校生年代については、市内3か所の学齢後期障害児支援事業所において、医師による診療、ケースワーカーによる相談、学校など関係機関との調整などの支援を実施しています。

中学・高校生年代への支援については、横浜市発達障害検討委員会からの提言を踏まえて、学齢後期障害児支援事業の拡充を図るなど、支援の充実に努めていきます。

7　暮らしの場について　グループホームの体験入居について、グループホームの生活の良さを実感できるように、一人暮らしやグループホームの練習ができる体験専用棟の設置を要望します。

【回答】

グループホームの運営方針や内容は、法令上の基準を満たしていることを前提に運営法人が決定しています。

ご意見については、今後の参考とさせていただきます。

8　障害者の高齢化が進んでいます。グループホームで暮らす障害者の高齢になり、通所が難しくなった場合に日中もグループホームで過ごすことになります。65歳になると障害の程度によっては高齢者のデイサービスが利用できますが、65歳まえはそれもできません。障害者の老化は早

く65歳まで通所することが難しい人も多くみられます。現在の制度では、日中をグループホームで過ごすことは支援の対象になっておりません。それでは生涯グループホームで暮らすことは難しいのではないかと懸念されます。対策を考えてください。

【回答】

障害者の重度化・高齢化に対応できるグループホームの新たな類型として、「日中サービス支援型共同生活援助」が国の事業として創設されましたので、現在グループホームを運営している事業者に周知します。

9　医療型グループホームの拡充

重度重複対応型グループホームの経営状態は、非常に苦しいのが現状で、経営者の力量に委ねられています。利用者がグループホーム経営状態におもんばかり、一時帰宅時の居宅介護の利用を我慢しているのが現状です。個々の事案についても各区の担当窓口で対応しきれていないのが実情です。各区窓口が十分対応できるよう市としてバックアップをお願いします。親の高齢化に伴い居宅介護費用は必要不可欠な問題です。重度化対応グループホームの拡充と合わせて、政令指定都市として国に働きかけてください。

【回答】

障害者の重度化・高齢化に対応できるグループホームの新たな類型として、「日中サービス支援型共同生活援助」が国の事業として創設されましたので、現在グループホームを運営している事業者に周知します。

10　重症心身障害者の生活介護事業の利用について

平成29年度も横浜医療福祉センター港南への入所が少しずつ進み、入所の方が利用していた生活介護の枠があくことによって、特別支援学校卒業生の受け入れも今のところ何とかできている地域が多いですが、北部方面、特に青葉区においては卒業生の受け入れができない状態になっており、早急に整備をする必要があります。事業所の努力に任せて横浜市の方で施策を持たない状況ですと、卒業後の受け入れ先が本当にない状態になってしまいます。青葉区以外でも、港南の受け入れが終わると重心の生活介護事業所が増える見込みはなく、新しく多機能型拠点の整備が出来ても、全市から利用ができるという訳ではありませんので、地域ごとに生活介護事業所を整備する必要があります。特別支援学校在籍中、週5日通学していたのに、卒業後に受け入れ先がなかったり週2～3日しか受け入れ先がないような状態にならないようにお願いします。

【回答】

通所系障害福祉サービス事業所の地域偏在の解消のための取組のひとつとして、事業所数が少ない該当区での設置において、障害福祉サービス事業所の設置費補助額を加算しています。また、重症心身障害者が利用する生活介護事業所においては、安定した運営ができるよう引き続き助成事業を維持していくよう努めていきます。

11　重症心身障害児者を受け入れる医療機関の充実・拡充を

重度心身障害児者の専門または受け入れ可能な医療機関の実態を精査し、横浜市として強力に指導願いたい。あわせて実態調査を公表してほしい。

【回答】

平成 28 年度に横浜療育医療福祉センター港南の開所及び横浜療育医療センターの再整備を行うなど、重症心身障害児・者の方が利用できる医療・福祉サービス等の充実・拡充に努めています。

なお、市内在住の重症心身障害児・者の方が利用している医療機関や福祉サービス等については、国立成育医療研究センターと共同で、平成28年度にアンケート調査を実施しました。調査結果については、本市こども青少年局障害児福祉保健課のホームページに掲出しています。

12　口腔ケアに対する補助金を

現行医療保険制度で補助金措置は困難との回答ですが、この突破口を開くべく、政令指定都市として国に積極的に働きかけをしていただきたい。

【回答】

施設利用者の日々の支援が充実するような項目については、あらゆる機会を捉えて今後も国に対して働きかけを行っていきます。

13　「横浜医療福祉センター港南」のような専門機関は大変ありがたいのですが、地域で日常的に通院したい医療機関の障害理解が遅れていると感じます。医療を受けることをためらったり、あきらめたりすることがあります。障害があってもあたりまえに医療がうけられるようにしてください。若くして白内障になる方も多く、術後のケアができないという理由で治療をあきらめたり、また、手術を断られるケースもあります。歯科同様に障害児者眼科診療所の設置を強く要望します。医師会に協力をおねがいして実現してください。

対応の難しい耳鼻咽喉科においても歯科同様に障害児者耳鼻咽喉科診療所の設置を医師会の協力をお願いして実現してください。

【回答】

医療関係者との情報共有・連携については、医師会等との協議の場など、様々な機会を通じて調整を図っていきます。

ご指摘いただいた眼科や耳鼻咽喉科を含め、医師等の医療従事者に対しては、広く研修会等を通して障害理解を進めています。また、市大医学部の学生に対して、障害福祉施設等での実習を行うなど、障害者に対する理解促進に努めているほか、知的障害者対応専門外来を実施することにより、障害のある方の医療環境整備に取り組んでいます。

14　血友病治療の中核病院の設置について　血友病治療の拠点病院を選

定して、専門的な知識を持つ医師を配置し、他診療科との連携を取ることの出来る医療体勢をすみやかに構築するよう指導してください。

【回答】

血友病について、本市では、聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院をはじめ専門医のいる病院を中心に診療が行われています。

難病全般の医療提供体制については、厚生科学審議会疾病対策部会難病対策委員会において、医療機関や診療科間、他分野との連携の在り方等の検討が行われ、「難病の医療提供体制の在り方について（報告書）」（平成28年10月21日）がとりまとめられました。

報告書等によると、医療提供体制の目指すべき方向性として、都道府県が難病診療連携の拠点となる病院を指定するとともに、難病診療の分野別（例えば、「自己免疫疾患分野」や「血液疾患分野」等）の拠点病院を指定し、早期に正しい診断ができる体制を構築する必要があることなどが示されています。

今後の難病の医療提供体制については、神奈川県の難病対策協議会において検討されています。本市も本協議会に参画しており、陳情の趣旨について伝えていきます。

15　膀胱直腸障害３級・４級についても医療費助成の対象について市町村との協議を早急に進めてください。

【回答】

本市重度障害者医療費助成制度は、神奈川県の補助基準に準じて、１級・２級の身体障害者手帳の交付を受けている方、知能指数が35以下と判定されている方、１級の精神障害者手帳の交付を受けている方（入院は除く）を対象に保険診療分の一部負担金を助成しています。また、３級の身体障害者手帳の交付を受けている方で、知能指数が50以下と判定されている方についても、助成の対象としています。

膀胱直腸障害３級・４級へ適用することは、他の障害区分においても中程度の区分への拡大を伴うことになり、大幅な対象者増となるため、厳しい財政状況の中、実施は困難です。

16　医療体勢の充実を要望します。誰しもが罹病する生活習慣病を含む一般的な疾患治療が可能となるよう、関係医療機関への発達障害の周知を引き続き推進するよう要望します。

【回答】

平成29年度、市内の医療従事者等を対象に発達障害に関する講演を行い、障害に対する正しい知識・理解の普及に努めました。

また、市大医学部の学生に対して、障害福祉施設等での実習や発達障害に係る講義を行うなど、理解促進に努めています。

17　重度訪問介護、行動援護の制度維持と報酬単価の維持を要望します。

重度心身障害者、行動障害に伴う知的障害者の地域生活支援には、重

度訪問介護や行動援護は不可欠な支援策です。厚労省では現在の状況を暫定的な機関とし、平成30年に見直すとの情報があります。例え、国がどのような改定策を出そうとも、重度心身障害、行動障害を伴う知的障害者を支援する事業者が経営できないような状況をつくるべきではありません。担い手の極めて乏しい上述の障害者を支援する事業主を減らさないためにも何らかの形で横浜独自の支援策を維持してください。

【回答】

重度訪問介護、行動援護等の重度心身障害者等へ支援を行うサービスと、その担い手の重要性は認識していますが、本市の厳しい財政状況から、独自の支援策を講じるのは困難です。なお、平成30年度は制度見直しや報酬改定が予定されています。

18　就労について　来年4月から障害者の法定雇用率が2.2%に引き上げられるのに伴い、障害者手帳を持たない内部疾患患者が、その枠内で採用できるよう、企業への強力な働きかけをお願いします。

【回答】

障害者手帳を持たない内部疾患患者の雇用の取扱いについては、国の動向を注視していきます。また、障害のある方の雇用拡大を図る施策の一環として、神奈川県とともに、年2回のセミナーを開催していますが、今後も神奈川労働局や神奈川県とともに、企業への啓発に取り組んでいきます。

19　内部障害者が就職した場合、同僚や上司に障害を理解してもらうことが難しく、過重労働になりがちです。その際個人で会社に対峙することはかなり困難で良好なコミュニケーション環境を築けなかったり、体調を崩したりして退職せざるを得なくなる人も多くいます。就労を継続できるよう、知的な障害がなくても受けられる就労定着支援を拡充してください。

【回答】

定着支援については、障害者手帳の有無にかかわらず障害者就労支援センターを中心に行っており、今後も神奈川労働局や神奈川県とともに、関係機関とも連携しながら取り組んでいきます。

なお、平成30年度には「障害者総合支援法」の改正により、就労定着支援事業が新設される予定であり、詳細について国の動向を注視していきます。

20　防災避難場所の改善　実際に防災訓練に参加したくても、車椅子では行けないのが現状。主催者は車に乗せてきなさいとの弁、これでは避難訓練の意味がない。この実態を市は把握していますか。避難所事案は各区管轄というのではなく、市が弱者・障害児者に寄り添った避難計画を具体的に示し、各区推進者へ指示してください。

【回答】

防災訓練は、防災資機材に関する使用法の習得や避難場所・避難経路の確認等、災害発生時において被害を最小限にとどめるために実施しています。このため、頂いたご意見を参考に、訓練の実施にあたっては、障害がある方にもご参加いただける環境づくりをさらに進めていきます。

また、災害発生時における障害のある人の安否確認、避難支援等の取組を行うためには、日頃から地域で要援護者を把握し、地域と要援護者との間での関係づくりを進めることが重要だと考えています。

本市では、災害時要援護者のための心構えと事前準備、支援者の理解の促進のための配慮事項などをまとめた「災害時要援護者支援ガイド」を作成しています。

横浜市社会参加推進センターにおいて、障害種別ごとに特性等が記載された障害者理解啓発冊子を作成し、各区地域防災拠点運営委員会で配付するなど、障害当事者とともに地域防災拠点での対策も行っています。

今後も、各区における自治会町内会向け説明会や本市による横浜市民防災センターでの市民向け講座を開催するなど、啓発のための取組を区局が連携して実施していきます。

21　ユニバーサルタクシー乗り場レーンを桜木町、関内、新横浜駅に設置するよう働きかけてください。

【回答】

本市では、平成 20 年に策定した「横浜都市交通計画」に基づき、公共交通機関を利用しやすい環境の整備や、駅のバリアフリー化の推進などの施策を進めています。

現時点において、桜木町駅、関内駅、新横浜駅へのユニバーサルデザインタクシー乗り場レーンの設置予定はありませんが、バリアフリーの一層の推進については、「横浜都市交通計画」の改定の作業を進める中で、政策目標の１つとして位置づけ、様々な施策に取り組んでいきます。

また、タクシー事業に係る近年の動きとして、高齢者や車いす使用者、妊娠中や子供連れの方など、様々な人が利用しやすい「JPN　TAXI（ジャパンタクシー)」が市場投入されるなど、ユニバーサルデザインタクシーの普及につながる取組が進められています。

頂いたご意見はタクシー事業者等と共有し、今後も、更なる利用環境の向上に向け、取組を進めていきます。

22　バリアフリーのさらなる推進を

重点整備地区でバリアフリー化の取り組みが進んでいます。最寄り駅から指定施設までの近距離であるが歩道の勾配改善の効果を期待したい。市内全域での実施例と効果を公表いただきたい。その実施例を基に、重点整備地区以外でも歩道の勾配改善を是非推進していただきたい。

【回答】

重点整備地区については、経路ごとのバリアフリー化進捗状況を本市

道路局施設課のホームページで公表しています。重点整備地区以外においても、街路整備、道路改良、再開発事業等の中で、横断歩道部に平たん部を設けること等により、勾配改善を行っています。

引き続き、様々な機会をとらえ、歩道の勾配改善などバリアフリー化を進めていきます。

こども青少年局関係

1　放課後児童デイサービスについて

放課後の居場所づくりが実現し、利用者が増え、家族が生活しやすくなりました。昨年度には、横浜市版ガイドラインが作られ、質の向上に大いに役たつと期待しています。しかし、質のよい支援内容の事業所がある一方、障害者の居場所としては不適切と思われる事業所が目につきます。この点を改善して頂きたくお願いします。職員の障害特性を理解しない対応により、帰宅後自傷・他害・破壊行動等に至るケースがみられます、ガイドラインの活用を進めてください。虐待、性犯罪については把握していますか？　第三者の視点での監査の必要性をかんじていますが、どのように行われていますか。

【回答】

「横浜市版　放課後等デイサービスガイドライン」については、全事業所を対象とした集団指導に加え、指定前説明会、事業所研修等の中で周知を行い、指定前、開設早期の段階で指導をしています。また、個別の実地指導においては、このガイドラインを基準とした指導を行っています。

虐待、性犯罪については、集団指導等で、障害者虐待防止法について指導し、事業所内虐待の通報義務について説明しています。また、区局の連携も強化し、不適切な支援を見聞した場合、速やかに情報を共有する体制をつくっています。

第三者の視点による監査については、「児童福祉法」の改正により、実地指導に関する事務の一部を委託することができるようになることから、その実施の是非や実施の方法について、今後検討していきます。

また、各事業所においては、平成 29 年度から１年に１回を目途に事業所の自己評価および保護者による評価を行い、その結果と改善の内容を公表することが義務付けられており、その実施について集団指導等を通じて指導しています。

教育委員会関係

1　横浜市北部に肢体不自由特別支援学校の建設を

横浜市港北区内に、肢体不自由児が通える150人規模の特別支援学校を建設し、横浜市北部と川崎市中部・北部の過大校の解消を図ってください。

横浜市北部の肢体不自由児数は増加傾向にあります。昨年度要望の回答にある「県立・市立既存校で受け入れる」だけでなく北部地区の大型新設校建設を強く要望します。あわせて県教委・市教委検討プロジェクトの進捗状況をタイムリーに公開して欲しいです。

【回答】

新たな肢体不自由特別支援学校の設置については、本市北東部の児童生徒数や今後の就学予定者の推移を注視しながら、神奈川県との協議を続けていきます。

2　学校では、内部障害への理解不足から親の付き添いを求められることが多くあります。教育従事者に対して、障害児についての理解を深め、正しい配慮や対応を学ぶための研修を行ってください。

【回答】

引き続き、教員の専門性を高めるために多様な専門研修を開催していきます。研修の成果が現場で生かされるように、より実践的な研修を工夫するとともに、スキルアップ研修にも継続して力を入れていきます。

また、教職員向けの資料として、平成26年2月に「自閉症教育の手引き」を策定したほか、平成29年3月に「障害の理解のために」という教職員向けの冊子を策定し、全校に周知を行いました。

この旨ご了承いただき、貴連盟の皆様によろしくお伝えください。